

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１月１６日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和６年１２月８日（日）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市横堀３４７番１地先
- ３ 相手方 （住所）
（氏名）
- ４ 事故の概要 市が管理する市道６－００１０号線、横堀３４７番１地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ３１，１９３円
相手方 ３１，１９２円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。